

令和7年9月1日
名古屋市交通局

ICT活用工事の試行について（お知らせ）

国土交通省が推進する i-Construction の施策の一つである「ICTの全面的な活用」について、現場の生産性向上や品質確保を図るため、名古屋市交通局発注工事においても、下記のとおり試行します。

なお、試行にあたっては、国土交通省の実施要領によることを基本とし、国土交通省の実施要領によりがたい部分については設計図書を優先適用するものとします。

記

1 対象工種

国土交通省が実施要領を定めている工種を対象とする。

（名古屋市交通局発注工事においては、作業土工(床掘)、土工(1,000m³未満)、小規模土工、付帯構造物設置工への適用を想定しています。）

2 試行内容

(1) ICT活用工事

ICT活用工事とは、原則、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）においてICTを全面的に活用する工事とする。

【施工プロセス】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

(2) 実施手続及び必要な経費の計上

ICT活用工事を実施する場合、以下の発注方式に応じて、「土木工事標準積算基準書(国土交通省)」及び国土交通省が定める「ICT活用工事(各種)積算要領」などにより必要な費用を計上する。

(ア) 発注者指定型

発注者の指定により I C T活用工事を実施する場合、公告時に別途定める特記仕様書により、I C T活用工事の対象であることを明示する。

発注者指定型の場合、発注に当たっては、当初から I C T対象工種の必要な費用を計上することとし、設計変更により、3次元起工測量・3次元設計データ作成にかかる費用を計上する。

(イ) 受注者希望型

対象工事については、公告時に別途定める特記仕様書により、I C T活用工事の適用対象とすることを明示する。

受注者希望型の場合、発注に当たっては、従来の積算基準を用いることとし、設計変更により、3次元起工測量・3次元設計データ作成及び I C T対象工種の必要な費用を計上することとする。

(ウ) 施工承諾型

施工承諾により I C Tを活用した工事を実施した場合、I C Tの活用に必要な費用は全て受注者の負担とする。

(3) 工事成績評定における評価

I C T活用工事を有効に実施したことが認められた場合は、工事成績評定の「施工管理」の「その他」項目で評価する。

3 当面の留意点

交通局工事の特性を踏まえ、当面の間は「施工承諾型」による試行を基本とし、取り組み状況を踏まえて「受注者希望型」、「発注者指定型」へ順次拡大を行うことを予定しています。

4 適用対象

令和7年9月1日以降に契約する工事に適用する。

(令和7年8月31日以前に契約した工事においても、受発注者間の協議により実施可能であることが確認できた場合は、適用対象とすることができるものとする。)